

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 2 月 6 日

札幌市長 秋元克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 063-0802 札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目 1 番 1 号

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所

（電話 011-641-8852、FAX 011-641-8686、電子メール shinkoso@city.sapporo.jp）

2 入札に付する事項

(1) 借受物品及び数量 デジタルカラー複合機 1 式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 貸借期間 令和 5 年 3 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入期限 令和 5 年 2 月 28 日

(5) 納入場所 上記 1 に同じ。

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品貸借業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本告示に示した貸借の提供が十分に可能な者であること。

(7) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

(8) 仕様書に示す同等品で入札する場合は、発注課で確認した同等・規格確認書を提出できる者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
- (2) 入札書の受領期限
令和 5 年 2 月 13 日（月）17 時 00 分
※上記 1 の契約担当部局まで持参又は送付（送付の場合は必着のこと）。
- (3) 開札の日時及び場所
令和 5 年 2 月 14 日（火）9 時 00 分
札幌市身体障害者福祉センター 3 階 面接室 1
(札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目 1 番 1 号)

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金　　免除
- (3) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札
その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否　　要
- (6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。